

名古屋大学大学院理学研究科学位（課程博士）審査内規

（目的）

第1条 名古屋大学学位規程第2条に基づく博士（理学）の学位（以下「課程博士」という。）審査については、この内規の定めるところによる。

（申請資格等）

第2条 課程博士の学位を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 博士後期課程（以下「後期課程」という。）に3年以上在学し、かつ、所定の単位を修得し、後期課程満了後3年以内の者。ただし、後期課程進（入）学後、6年（後期課程の休学期間を除く。）を経過した者は申請資格を失う。
 - 二 大学院研究科（博士前期課程又は修士課程における2年の在学期間を含む。）に3年以上在学する者で、特に優れた研究業績を上げた者
- 2 前項の申請に当たっては、あらかじめ、所属する専攻の承認を得るものとする。

（申請手続）

第3条 課程博士の学位を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、研究科長に提出するものとする。

- 一 主論文
- 二 副論文（原則、必要とする）
- 三 参考論文（必要ある場合）
- 四 論文目録
- 五 主論文の要旨
- 六 履歴書
- 七 その他

（学位審査委員会）

第4条 理学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、課程博士の学位申請を受理するか否かを審議し、受理された者ごとに研究科委員会構成員2名以上の教授及び他の研究科若しくは研究所等の教授若しくは准教授等1名以上をもって学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）を組織する。

- 2 必要あるときは、理学研究科の准教授又は講師を加えることができる。
- 3 審査委員会に主査を置き、審査委員をもってあてる。
- 4 審査委員会は、論文審査及び試験を行う。

（審査結果の報告）

第5条 審査委員会は、論文審査の結果並びに試験の経過及び結果を研究科委員会に報告しなければならない。

（合否の決定）

第6条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否の決定を行う。

- 2 合否の決定は、無記名投票により行う。
- 3 合格は、研究科委員会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

（施行細則）

第7条 この内規に定めるもののほか、課程博士の学位審査に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この内規は、昭和51年2月26日から施行する。
- 2 理学博士の学位審査に関する内規（昭和32年11月22日制定）は、昭和51年2月25日限り廃止する。
- 3 この改正は、平成6年1月21日から施行する。
- 4 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、令和5年4月1日から施行する。